

医療費控除の特例制度がスタート

健康増進や疾病予防のための「一定の取組」を行う方で、「スイッチ OTC 薬」を購入した金額が1万2千円を超えた場合に、超えた部分の金額を所得から控除することができます（上限8万8千円）。



▶「一定の取組」とは

健康診断や予防接種、がん検診などを受診していることです。

▶医療費控除の特例を受けるには

特例対象医薬品の領収書とともに、健康診断の結果表や予防接種の領収書など、「一定の取組」を行っていることがわかる書類の添付または提示が必要です。

▶「スイッチ OTC 薬」とは

この特例制度の対象となる医薬品で、領収書などに対象品目である旨が記載されています。また、一部の対象医薬品には、右の識別マークが記載されています。



※厚生労働省ホームページに対象医薬品の一覧がありますのでご確認ください。

医療費控除の特例を受ける際の注意点

- ① 現行の医療費控除との併用はできません。
- ② 「スイッチ OTC 薬」の購入費用のみが対象となります。健康診断や予防接種などの費用は対象になりません。
- ③ 「スイッチ OTC 薬」の購入費用が直接払い戻しになる制度ではありません。

医療費控除の申告をするときは

※領収書の金額を合計しましょう。

※健康診断や予防接種の領収書が含まれていないか確認しましょう。

※保険や高額療養費などで補てんされた金額がわかるものを持参しましょう。



マイナンバーの記載と、本人確認手続きが必要です

昨年、申告書を提出する方のマイナンバーの記載と本人確認手続きが必要となりました。

相談会場での混雑緩和のため、右記の番号確認書類と身元確認書類の表面と裏面を、事前にコピーし、会場にお持ちくださるようお願いいたします。

重要

家族の代表の方が、家族全員の申告をするときは、全員分の番号確認書類と身元確認書類が必要です。

●番号確認書類

マイナンバーカード（裏）、通知カード、住民票の写しなど（個人番号の記載のあるもの）のうちいずれか1つ

●身元確認書類

マイナンバーカード（表）、運転免許証、保険証（公的医療保険の被保険者証）、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか1つ

※マイナンバーカードは、番号確認書類と身元確認書類の両方を兼ねるため、1つの書類で確認が完了します。

簡易申告書にもマイナンバーの記載が必要です



郵送で簡易申告書を提出するときは、簡易申告書にマイナンバーを記載し、番号確認書類と身元確認書類のコピーを同封してください。

窓口に出すときは、番号確認書類と身元確認書類の提示をお願いします。コピーの提出は不要です。

平成30年度「市民税・県民税」

申告相談が始まります

2月6日(火)～3月15日(木)

会場や日程、時間の詳細は1月中旬に配布予定の「平成30年度市・県民税の申告相談日程表」をご覧ください。

☎ 税務課 課税班 ☎30-0213

受付時間と申告相談開始時刻

受付 8時～15時30分

申告相談開始時刻 8時30分

申告の事前準備をお願いします

待ち時間の短縮のため、必要な書類の準備・集計にご協力ください。

領収書に重複や平成29年分以外のもがないか確認しましょう

領収書は項目ごとに仕分け、金額を合計しましょう

申告相談当日に事前準備が不十分な方には、会場での書類の整理や集計などをお願いする場合があります。これにより、相談の順番が前後する場合がありますのでご了承ください。

申告が必要な方・不要な方

▶申告が必要な方

- ◆平成29年中（1月1日～12月31日）に営業、農業、不動産、配当、雑、譲渡、退職などの収入があった方
- ◆給与所得者で次に該当する方
 - ・給与以外の収入があった
 - ・2カ所以上から給与を受けた
 - ・勤務先で年末調整がされていない
 - ・年末調整後に扶養親族などの要件に変更があった
- ◆医療費控除、雑損控除、寄附金控除などを受ける方
- ◆収入のない方や非課税収入（遺族年金など）のみの方（申告をしないと、国保税などの軽減を受けられない場合があります。簡易申告書をご利用ください）

▶申告が不要な方

- ◆年末調整済みの給与所得者で、その給与以外に収入のない方
- ◆収入が公的年金のみで148万円（65歳未満は98万円）以下の方

税務署からのお知らせ

▶税務署からの送付物が変更になります

昨年、確定申告書を作成された方には、税務署から「確定申告のお知らせ」というハガキが送付されます。例年送られていた申告書用紙は送付されません。

申告書用紙が必要な方は、国税庁ホームページからダウンロードしていただくか、税務署または市役所にお越しください。



▶大館税務署の申告相談

期間 2月16日(火)～3月15日(木)（土・日除く）

相談時間 9時～17時

※16時までの来庁にご協力ください

▶国税庁ホームページ

「確定申告書作成コーナー（1月上旬開設予定）」で確定申告書を自分で作成できます。印刷したものを郵送、またはe-Taxで送信して提出してください。

☎ 大館税務署 ☎0186-42-0671